

アスベスト建材の解体・除去手順

吹付けアスベストを除去する場合は、
作業をされる方、建物を利用される方の
健康障害の防止を図りましょう。

まず、
事前調査
を

除却しようとする建築物にアスベスト
建材が含まれているか調査します。

吹付けアスベスト アスベスト含有建材

建物を管理している方へ

建物にアスベスト建材の使用状況をお知らせくだ
さい。

工事の費用等について、配慮ください。

工事をされる方は

現場目視による調査を実施します。

不明な場合は分析調査を実施します。



次に
作業計画
を

アスベスト含有建材の除去方法やアスベ
スト飛散防止計画等を作成します。

吹付けアスベスト アスベスト含有建材

工事をされる方は

次の事項が示された作業計画を定め、当該計画に
沿って作業を進めてください。

作業の方法及び順序

石綿粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法

労働者及び建物使用者等への

石綿粉じんのばく露を防止する方法



計画の
届出
が必要

労働安全衛生法、大気汚染防止法、
及び建設リサイクル法に基づく届出を
します。

現行法で、届出が必要なもの

耐火建築物等に吹付けアスベストが使用されているもの(安衛則)

500㎡以上の建築物除却工事且つ50㎡以上のアスベスト除去工事(大防法)

80㎡以上の建築物除却工事(リサイクル法)

吹付けアスベスト

長野県では、あらたに
適切な除去方法等、アスベスト飛散防
止計画が確認されます。

(建築・環境部局)

吹付けアスベスト アスベスト含有建材

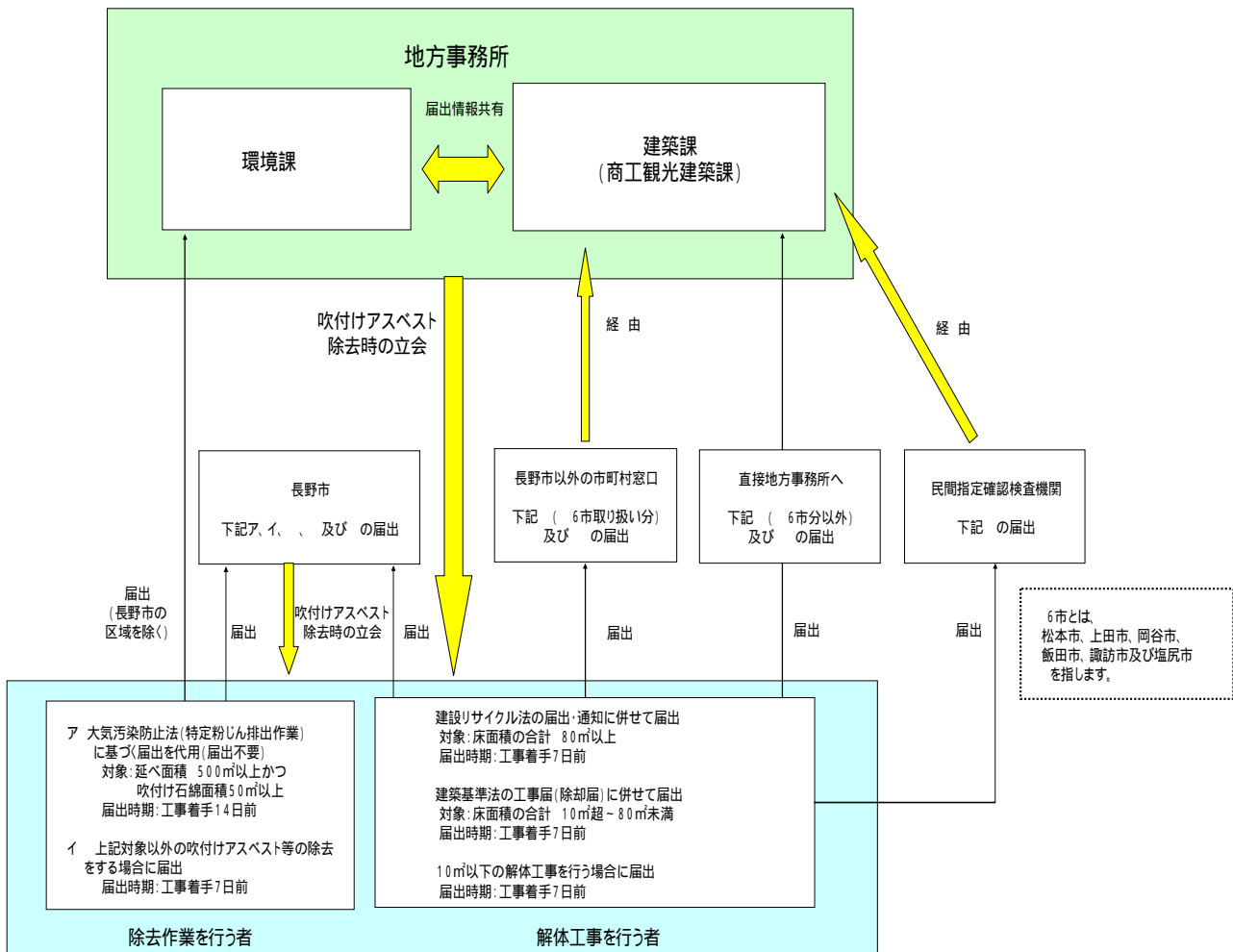
次の事項について、届出窓口等におい
て、確認されます。

アスベスト含有建材の使用状況

事前調査の状況

適切な除去方法、飛散防止対策

「アスベスト使用建築物 解体・除去等 工事届出書」に係る届出フロー



長野県では、アスベスト除去作業を行う方と共に建物利用される方などのアスベスト粉じん健康被害を未然に防止します。

工事前に
作業者選任
を

石綿作業主任者(特定化学物質等作業主任者)、特別管理産業廃棄物管理責任者を選任します。

建物を利用されている方へ

石綿作業主任者及び特別管理産業廃棄物管理責任者が選任されるよう配慮ください。

作業に携わる方は

「石綿等の有害性」「石綿等の粉じん発散抑制措置」「防護具の使用方法」等の教育を会社より受けます。



解体・
除去工事
では

次のような事項を遵守した解体・除去工事を実施します。

保護具等

呼吸用保護具(防じんマスク)、作業衣及び保護衣を使用します。



隔離・
立入禁止
等

作業場所をそれ以外の作業場所から隔離し、当該作業に従事する者以外の者が立入ることを禁止し、その旨を表示します。





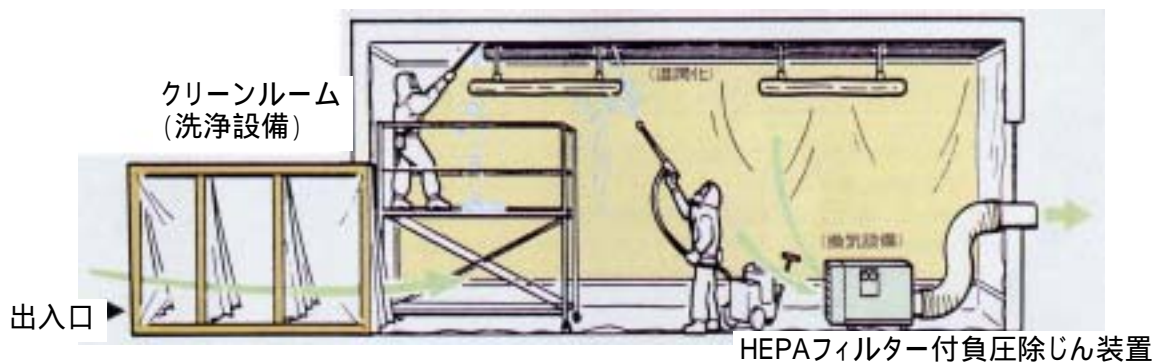
除去等の隔離は、プラスチックシートによる方法が一般的であり、破損防止のため十分な強度を有するものを使用してください。

隔離例は次のとおりです。

処理場所 前室(高性能真空掃除機)隔離・負圧 保護衣等着脱室(保護具等収納設備)隔離・負圧 更衣室 その他のエリア

装置類 設置

セキュリティーゾーン及び負圧・除じん装置の設置を行います。



集じん・排気装置の設置は、隔離した施工区画内を外気圧より低く保っておくことで、石綿の飛散を防ぐためのものであり、集じん・排気装置からの排気については高性能エアフィルタにより集じんした後、排気します。

施工区画の隔離や、集じん・排気装置の設置状況等について、検査されます。
(労働安全基準署、及び県環境部局)

湿潤化

粉じん飛散抑制剤等により飛散抑制を行います。



除去

吹付けアスベストを掻き落とし、除去面に飛散防止処理剤を散布します。

除去の手順

集じん・排気装置の稼働

抑制剤による湿潤化

抑制剤の効果を確認後、ケレン棒等により吹付けアスベストを掻き落とす

状態に応じて、再度抑制剤を吹付けた後、ワイヤブラシ等を使用して付着しているアスベストを取り除く

目視により除去を十分に行われてことを確認後、吹付けアスベストの除去面に、粉じん飛散防止処理剤を散布する

長野県では、あらたに

吹付けアスベストの除去の状況について
確認されます。

(県環境部局・建築行政部局)

確認事項

仮設の状況

除去作業の状況

事後処理の状況



清掃等

施工区画内の清掃及び、隔離シートの撤去を行います。

清掃等の手順

使用工具等は十分に清掃を行い施工区画から搬出する

アスベスト廃棄物はプラスチック袋等に入れ、密封して施工区画から搬出する

隔離用シート面に飛散防止剤を噴霧し、付着したアスベストの再飛散を防ぐとともに、真空掃除機等を使用して施工区画内にアスベスト廃棄物が残らないように十分に清掃を行う

施工区画内のアスベスト濃度を周辺大気中の濃度と同程度にするため、集じん・排気装置を稼働させる

以上の処理を行った後、隔離用シートを取外す

除去処分

飛散防止対策を施し、特別管理産業廃棄物として処理します。



処分の手順

廃棄物は耐水性の材料で二重に梱包するか、固形化する

廃棄物の運搬を委託する場合は、「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」等に、処分については、「特別管理廃棄物処分業者」に委託する

管理票において適切に処分されたことを確認する



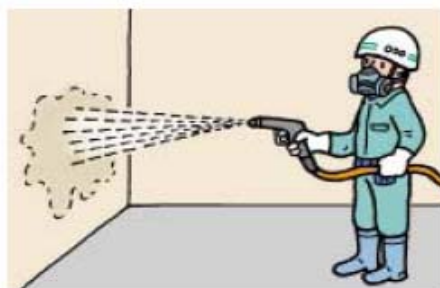
必ず
施行記録・
報告を

工事の内容等を記録するとともに、工事完了の状況を発注者に報告します。

吹付けアスベスト以外の アスベスト含有建材が使用されている解体工事

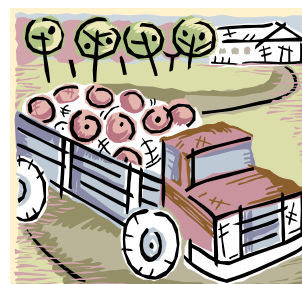
適切な 除去

アスベスト含有建材の除去については、散水を行い、できるだけ建材を破損することなく除去します。



除去処分

飛散防止対策を施し、安定型処分場で処理します。



アスベストに関する相談機関

健康に関する相談

佐久保健福祉事務所	0267-63-3164
上田保健福祉事務所	0268-25-7149
諏訪保健福祉事務所	0266-57-2927
伊那保健福祉事務所	0265-76-6837
飯田保健福祉事務所	0265-53-0444
木曾保健福祉事務所	0264-25-2233
松本保健福祉事務所	0263-40-1939
大町保健福祉事務所	0261-23-6526
長野保健福祉事務所	026-225-9045
北信保健福祉事務所	0269-62-6311
長野市保健所健康課	026-226-9960

建材に関する相談

佐久地方事務所建築課	0267-63-3160
上小地方事務所建築課	0268-25-7142
諏訪地方事務所建築課	0266-57-2923
上伊那地方事務所建築課	0265-76-6830
下伊那地方事務所建築課	0265-53-0433
木曾地方事務所商工観光建築課	0264-25-2229
松本地方事務所建築課	0263-40-1935
北安曇地方事務所商工観光建築課	0261-23-6524
長野地方事務所建築課	026-234-9530
北信地方事務所建築課	0269-23-0220

アスベスト検査及び

廃棄物の処理に関する相談

佐久地方事務所環境課	0267-63-3166
上小地方事務所環境課	0268-25-7134
諏訪地方事務所環境課	0266-57-2952
上伊那地方事務所環境課	0265-76-6817
下伊那地方事務所環境課	0265-53-0434
木曾地方事務所環境課	0264-25-2234
松本地方事務所環境課	0263-40-1941
北安曇地方事務所環境課	0261-23-6563
長野地方事務所環境課	026-234-9590
北信地方事務所環境課	0269-23-0202